

# あきたかたの世界

市内で見つけた  
いろいろな文化を紹介します  
地域おこし協力隊 福岡 奈織

## vol.02 災害時の多言語支援センター

日本で災害といえば豪雨や台風、地震など。でも国や地域が異なると思い浮かぶ災害もさまざまです。市にも台風や地震がない地域から来た方もたくさんおられます。もし、言葉のわからない外国で経験したことのない災害が起きたらどうしましょう。今回は、災害時に設置される「災害時多言語支援センター」の取り組みを外国語相談員の方に聞いてみました。

**国籍は関係ありません！ 災害時は支え合いましょう！**  
近所の方にも「一緒に避難しよう」と伝える！  
避難所であいさつ（声を交わすと互いに安心！）  
互いに助け合える！外国の方にも頼りましょう！

**避難訓練の様子**  
(NPO法人 安芸高田市国際交流協会)  
オンラインで、通訳をしながら相談に応じるための訓練をされていました。



**避難情報を多言語発信**  
言葉がわからなくても、ひらがなにしたり、絵で表したりするなど伝わりやすい工夫をされています。



今回のコラムの詳細は  
ブログで公開しています！  
福岡奈織のブログ  
「安芸高田市の世界」  
<https://note.com/akitakatabunka>



国や地域、民族、人種、宗教、言葉、歴史観など、文化的背景が異なっても、一人一人が大切にされ、同じまちに住む一員として誰もが対等に一緒にまちづくりに参加できるまち。

閩人権多文化共生推進課 人権多文化共生推進係 ☎お太助フォン 42-5630

# あきたかためし

～みんなで安芸高田市内の飲食店を応援しよう～

**23 杯目**  
**お食事処 谷屋**  
〒高宮町原田1787-1 たかみや湯の森内  
☎59-0059  
圖11時～14時、17時～21時(LO20時15分)  
土日祝11時～21時(LO20時15分)  
図第2火曜 図120台  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業時間を変更する場合があります。

**牛皿定食 1,100円**  
県内産の牛肉を甘辛く炊いたご飯にぴったりメニュー。お好みで大前醤油の「鬼退治」をかけて辛みをプラス

高宮温泉は、江戸時代から優れた効能を持つ「大仙の湯」として親しまれてきた天然のラドン温泉。「たかみや湯の森」では、その歴史あるお湯を気泡湯、ジェット湯、酒風呂など多彩なお風呂で楽しめます。施設内にある「谷屋」は、丁寧にとったかつお節と昆布のだしをベースにした、素材重視の和食が堪能できる食事処。広島赤鷄や向原産の卵など地元産の食材だけでなく、鮮度抜群の魚介を使ったお造りなども用意。メニューは定食からお酒のアテにぴったりな一品料理まで幅広くそろい、さまざまなニーズに応えてくれます。

店主 谷上 雅彦さん

# だ 国 よ 保 り

## 令和3年度 国民健康保険税率が決まりました

### ■税率の改正

		令和2年度 (改正前)	令和3年度 (改正後)
医療給付費分	所得割率	6.90%	6.70%
	均等割額	27,800円	27,600円
	平等割額	19,000円	18,700円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.20%	2.20%
	均等割額	9,200円	9,200円
	平等割額	6,400円	6,400円
介護納付金分	所得割率	1.80%	1.90%
	均等割額	8,800円	9,500円
	平等割額	4,300円	4,600円

### [参考にした保険料率]

		令和6年度 準統一の保険料率※1
医療給付費分	所得割率	6.70%
	均等割額	27,608円
	平等割額	18,727円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.49%
	均等割額	10,036円
	平等割額	6,808円
介護納付金分	所得割率	2.24%
	均等割額	11,481円
	平等割額	5,643円

※1…準統一の保険料率  
被保険者の負担の公平性を確保するため、広島県が令和6年度に向け目指している税率

今後、準統一の保険料率に向かい、段階的に税率を調整していく予定です。

### ■保険税の減額

地方税法の改正に伴い、軽減基準額の計算方法が変更されました。国民健康保険の世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者※2の前年の総所得金額等の合計額が一定以下の世帯は、保険税が減額されます。

世帯の総所得金額等の合計額	減額される額
43万円+10万円×(給与所得者等※3の数-1)以下	(均等割+平等割)×10分の7
43万円+28万5千円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	(均等割+平等割)×10分の5
43万円+52万円×(被保険者数および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	(均等割+平等割)×10分の2

※2…特定同一世帯所属者 国民健康保険から後期高齢者医療へ移行後も国民健康保険の世帯主に変更がない方  
※3…給与所得者等 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上))を受ける方

閩税務課 市民税係 ☎お太助フォン 42-5614

## 被保険者証の交付

有効期間が8月1日(日)からの「国民健康保険被保険者証」を7月21日(水)に普通郵便で郵送予定です。普通郵便ではなく、窓口での受け取りを希望する方は、7月16日(金)までに保険医療課医療保険年金係へ連絡してください。

窓口での受け取り可能期間は7月21日(水)から28日(水)までです。

閩保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619